

## 大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和6年11月29日（金）10時00分～10時43分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者

専門委員会委員：貫上 佳則 会長 藤田 香 会長職務代理

荒木 修 委員 魚島 純一 委員 梅宮 典子 委員

岡 絵理子 委員 岡崎 純子 委員 亀甲 武志 委員

木元小百合 委員 花嶋 温子 委員 松井 孝典 委員

山口 弘純 委員

大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

「（仮称）中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書についての検討結果報告書

（案）」について

5 議事録

【司会】 お待たせいたしました。

定刻を少し過ぎましたが、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます事務局の大阪市環境局環境管理部環境管理課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、環境局会議室におきまして、ウェブ会議画面の投影により、公開にて行っております。

ここで、視聴者の皆様をお願いいたします。

あらかじめ事務局からご説明させていただきました「視聴における遵守事項」に従い、お静かに視聴していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明いたしましたとおり、視聴の妨げにならないよう取材をお願いしたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の堀井よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】 皆様、おはようございます。環境局長の堀井でございます。

委員の皆様には、本日はお忙しい中、環境影響評価専門委員会にご出席を賜りまして、心より感謝申し上げます。また、日頃より本市の環境行政に対しまして多大なるご指導とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、去る9月20日に諮問をいたしました「(仮称)中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書」につきまして、各専門部会における専門的、技術的な観点からご検討いただきました内容を取りまとめた検討結果報告書(案)についてご審議をお願いしたいと思っております。

今後、本委員会におけますご審議の内容を踏まえ、本事業による環境への影響の予測、評価などの実施にあたりまして、事業者が考慮すべき事項について指導などをしてまいりますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

【司会】 それでは、ご出席いただいております委員の皆様のお名前だけをご紹介します。

順番に、貫上会長、藤田会長職務代理、魚島委員、梅宮委員、岡委員、岡崎委員、亀甲委員、木元委員、花嶋委員、松井委員、山口委員、以上、委員総数16名中11名の委員の皆様にご出席をいただいております。映像と音声により、委員ご本人でいらっしゃることも、また委員間で映像と音声即時に伝わることをこの場においてもご確認いただいております。

また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日、ご出席予定の荒木委員におかれましては、所用のため、この後遅れてご出席されるとのご連絡をいただいております。

続きまして、本市からの出席者をご紹介します。

ただいま開会のご挨拶をいたしました環境局長の堀井、それから環境局理事兼エネルギー政策室長の井原、環境管理部長の金子、その他、環境影響評価連絡会から関係課長が出席しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料は全部で6つございます。事前にメールにてお送りしております本日の「次第」、「(仮称)中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書についての検討結果報告書(案)」、それから参考として「委員名簿」と「規則」、そして、諮問の際に事前に郵送にてお送りしております「環境影響評価方法書及び要約書」でございます。

ここで、議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるにあたり、ご留意いただきたい事項につきまして改めてご説明させていただきます。

まず、マイクでございますが、ご発言いただくとき以外はオフにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言いただく際にはマイクをオンにいただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。

貫上会長、よろしくお願いいたします。

**【貫上会長】** 貫上でございます。皆さん、おはようございます。

それでは、皆様、お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は、今年9月20日に大阪市長様から当専門委員会に諮問がありました「(仮称)中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書についての検討結果報告書(案)」について、ということになっております。

諮問以降、これまで各々の専門部会のほうで、具体的には、水質廃棄物、大気・騒音振動、日照阻害・電波障害、景観・文化財の各部会において検討、審議いただきました。

本日は、その皆様にご検討いただきました内容について、最終確認いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、取りまとめていただいた検討結果報告書の案につきまして、事務局から説明のほどよろしくお願いいたします。

**【環境管理課長】** おはようございます。環境管理課長の三原でございます。

それでは、(仮称)中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書についての検討結果をご報告いたします。まず、「はじめに」でございます。

この報告書ですが、環境影響評価方法書につきまして、専門的、技術的な立場から検討した結果をまとめたものであること、また、方法書の縦覧及び意見書の受付の期間並びに環境

の保全及び創造の見地から意見書が2通提出され、本委員会では、この意見書の内容を含め審議検討を行ったことを記載しております。

次のページが「目次」でございます。

「はじめに」の後、Ⅰ環境影響評価方法書の概要、Ⅱとしまして検討内容、Ⅲとしまして方法書に提出された意見書の概要、Ⅳ指摘事項の構成としております。

次の1ページですが、「Ⅰ 環境影響評価方法書の概要」です。

方法書の内容につきましては、9月20日の本委員会で事業者から説明がありましたので、ここでは、事業の概要、調査、予測、評価方法の内容について簡単に説明させていただきます。

6ページをご覧ください。表Ⅰ－1、事業計画及び施設の概要を示しておりますが、本事業の所在地は大阪市北区中之島五丁目3でございます。敷地面積が約9,685平方メートルでございます。施設の概要のところですが、延べ面積が約129,000平方メートルで、地上57階、高さ205メートルの都市型集合住宅の新築でございます。

7ページには、施設の配置図を示しております。高層部と低層部の2棟になっております。

8ページには、緑化計画と工事計画についての記載がございます。工事計画ですが、2026年の春の工事着手、2031年の工事完了を目指しているところでございます。

9ページに移りますが、工事車両の主要通行ルートを図で示しております。

11ページから13ページにかけて、環境影響要因と環境影響評価項目の関係を示して

おります。丸印が環境影響評価項目として選定されております。一番右のところには、その選定理由、また選定しなかった理由についても記載がございます。

14 ページの表の I - 6、現地調査の内容でございます。騒音、振動、交通量、電波障害、景観について現地調査を行うこととしております。

15 ページには、その現地調査の騒音、振動、交通量の現地調査の位置を示しております。三角が一般環境の騒音、振動で、丸印が道路交通の騒音、振動の現地調査地点でございます。

16 ページには、景観の現地調査地点を示しております。全部で9地点の眺望地点について現地調査を行うこととしております。

17 ページですが、予測内容についての記載でございます。施設の存在、利用、建設工事中の予測内容につきまして項目ごとにまとめております。

18 ページですが、評価方法について、ここでも評価の指針を項目ごとにまとめております。

19 ページをご覧ください。ここから、本委員会での「検討内容」の結果でございます。事業者が環境影響評価を実施するにあたり、配慮すべき事項を取りまとめております。方法書について事業者を確認した内容を踏まえ、本委員会としての意見や指摘事項を項目ごとにまとめておりますので、それらの内容を中心にご説明させていただきます。

初めに、全般事項でございます。(2) 事業計画について、本事業の計画地の中之島五丁目地区では、現在、土地区画整理事業による都市基盤等の整備が進められているところで

が、事業計画地の東隣で計画されている大規模建築物や事業計画地周辺の開発事業の取扱いについて、〔事業者提出資料 1-1〕により確認しております。事業者においては、計画内容が公表されている大規模建築物については、本事業の風害及び景観の予測において必要に応じて考慮するとの回答がありました。これを受けまして、枠囲みの下ですが、風害及び景観については、中之島五丁目地区地区計画において今後明らかになる事業計画地周辺の開発事業の竣工時期を踏まえ、必要に応じて予測・評価に反映する必要があるとのご指摘をいただいております。また、その下ですが、事業計画地周辺の開発事業に係る工事関連車両の増加に伴う大気質、騒音及び振動への影響も考えられることから、これらの項目についても考慮されたいとの意見をいただいております。

次の（３）緑化計画についてですが、方法書では、周辺の緑地に合わせた植栽の選定、緑の連続性に配慮した植栽計画としておりましたので、その考え方について〔事業者提出資料 1-2〕で確認しており、土佐堀川南岸歩行者専用道路の植栽と合わせた形で植栽を選定するなどの事業者の回答がありました。これを受けまして、20 ページ、枠囲みの下ですが、事業者の考え方に問題はないとの意見をいただいております。

その下でございます。（４）工事計画についてですが、工事車両の交通量の設定方法について、〔事業者提出資料 1-3〕により確認しており、事業者はルート別の走行台数の設定、配分は行わないが、安全側の設定として全車両が各地点を走行するとして予測しており、これを受けまして、工事車両の交通量については、最も環境負荷が大きくなる安全側の設定と

することとしている事業者の考え方には問題はないと意見をいただいております。

その下の（５）SDG sの達成への貢献ですが、SDG s達成について、事業者が掲げるビジョンとミッションを具体的に示し、本事業がどのように貢献するかを環境影響評価準備書に示されたい。また、「大阪市環境基本計画」が目指すSDG s達成に貢献する環境先進都市の実現に向けて、CO<sub>2</sub>フリー電気の導入やごみの減量、分別・リサイクルなど市民によるライフスタイルの変革につながる取組みについても検討されたいとの意見をいただいております。

21 ページに移りますが、環境影響評価を実施する区域について、〔事業者提出資料 1-4〕により確認しており、事業者は主要なルートとして走行する可能性があることを考慮し、事業計画地が位置する北区に加えまして、中央区、西区及び福島区も環境影響評価の実施区域としており、これを受けまして、事業者の考え方に問題はないという意見をいただいております。

その下の（７）環境影響評価の項目の選定等については、本事業の内容と環境影響評価技術指針における環境影響評価項目の選定の基本的な考え方に基づいており、問題はないとの意見をいただいております。

22 ページをご覧ください。2の大気質でございます。

（１）環境影響要因等の選定ですが、方法書では、施設の供用を環境影響要因として選定していないことから、その理由を〔事業者提出資料 2-1〕により確認しており、本事業に

は小規模商業施設はありますが、その面積は全体の面積の0.6%であり、施設はオール電化を想定しており、発生源となる機器は設置しない予定で、商業施設からの影響はないと事業者回答がありました。これを受けまして、施設の供用を環境影響要因として選定しないことについて問題はないとの意見をいただいております。

その下の(2)調査、予測、評価の手法ですが、大気質では既存の資料調査のみで現地調査を行わず、予測対象地域の具体的な地点やエリアについても示されていないことから、〔事業者提出資料 2-2〕により確認しており、事業者は建設機械の稼働による予測対象地域について、事業計画地を中心としたおおむね1キロ四方の範囲を予定し、また、工事関連車両の走行による予測地点については、道路交通騒音・振動・交通量調査地点とするとしており、この事業者回答を受けまして、枠囲みの下ですが、建設機械の稼働による予測地域について問題はないとの意見をいただいておりますが、工事車両の走行については、全車両が各主要通行ルートを走行するとして予測するとしており、土佐堀川南を東西に走る江戸堀線(なにわ筋以東)の沿道にも住居が存在することから、当該道路沿道における予測地点を適切に選定し、追加する必要があるとの指摘をいただいております。

次の23ページに、事業者を確認した予測時のバックグラウンド濃度及び気象の考え方、24ページには、寄与濃度の算定の方法についての考え方について事業者を確認しており、それぞれ問題はないというご意見をいただいております。

25ページをご覧ください。3 土壌でございます。

(1) 環境影響要因等の選定ですが、方法書では、土壌に係る環境影響要因として、建設工事中の土地の改変が選定されておりますが、本事業の工事は、土地区画整理事業において土壌汚染対策工事が完了し、形質変更時要届出区域の指定が解除された後に実施することとしているため、土地の改変に伴う土壌掘削による影響が考えられるかどうか、〔事業者提出資料 3-1〕により確認しており、事業者は現時点で指定が解除されていないため、準備書において事業計画地での対策状況等を示し、本事業の影響について予測、評価する必要があると考えております。これを受けて、枠囲みの下ですが、現時点で確認されている土壌汚染については、土地区画整理事業において対策が講じられることから、本事業の土地の改変による影響はないと考えられるとのご意見をいただいております。また、〔事業者提出資料 3-2〕により、掘削工事により発生する土壌に自然由来の汚染土が含まれる可能性の有無について確認しており、事業者は、自然由来の汚染土壌が存在する可能性がある層が存在するが、その層以深を掘削しないため汚染土壌は発生しないものと判断されております。これを受けまして、枠囲みの下ですが、建設工事による汚染土の発生及び拡散のおそれはないものと考えられることから、準備書において環境影響評価項目として選定する必要はないとのご意見をいただいております。

次の 26 ページをご覧ください。4 騒音、振動でございます。

(2) 調査、予測及び評価の手法ですが、現地調査地点の選定理由について〔事業者提出資料 4-1〕により確認しており、事業者は環境騒音・振動調査地点の 3 地点については、

最寄りの住宅や医療施設の地点を選定し、東側については、交通量の多いなにお筋線があること、また、工事は基本的に昼間に行うことから、工事による影響は相対的に小さいと考慮して選定しておりません。また、道路交通騒音・振動・交通量調査地点の4地点につきましては、工事車両の主要通行ルートに沿道において、北西側の1地点の文教施設、それ以外の3地点は住宅の位置する地点を選定し、土佐堀川南を東西に走る江戸堀線の沿道については、主に業務施設等が位置していることから選定していないとの回答でございました。

27 ページに、騒音、振動の現地調査地点を示しております。先ほども申し上げましたが、三角が一般環境の騒音、振動で、丸印が道路交通の騒音、振動でございます。

28 ページに移ります。さらに、予測地点の考え方について〔事業者提出資料 4-2〕により確認しており、これらの事業者回答を受けまして、枠囲みの下ですが、本事業による影響が及ぶおそれがあると考えられる調査・予測地点として、住居、学校、病院等の環境保全施設周辺が選定されており、問題はないとの意見をいただいております。しかしながら、その下ですが、全車両が各主要通行ルートを走行するとして予測するとしており、土佐堀川南を東西に走る江戸堀線の沿道にも住居が存在することから、当該道路沿道における調査・予測地点を適切に選定し、追加する必要があるとのご指摘をいただいております。

次に、予測方法の詳細について〔事業者提出資料 4-3〕で確認し、また、予測対象時期の考え方について、29 ページに移りますが、〔事業者提出資料 4-4〕で確認しております。これらの事業者の回答を受けまして、予測対象時期、基本的な考え方などについて問題はな

いとのこと意見をいただいております。

30 ページをご覧ください。5 としまして、日照障害でございます。

(2) 調査、予測、評価の手法ですが、その詳細について〔事業者提出資料 5-1〕により確認しており、予測及び評価は冬至日の真太陽時の8時から16時を対象に、幾何光学的理論に基づく数値計算を用いて日影範囲を予測し、建築基準法等による規制及び周辺地域における住宅等の分布状況を踏まえ評価するというご回答をいただいております。これを受けまして、31 ページ、枠囲みの下で予測及び評価の方法について問題はないとのこと意見をいただいております。

32 ページに移りますが、6 電波障害でございます。

(2) 調査、予測及び評価の手法ですが、現地調査の詳細について〔事業者提出資料 6-1〕により確認しており、事業者のほうから調査範囲・地点の設定について、現地踏査について、また電波障害対策状況の聞き取りについて、それぞれ記載のとおりのご回答がございまして、これを受けまして、枠囲みの下ですが、現地調査についての事業者の考え方に問題はないと意見をいただいております。また、その下ですが、予測及び評価の詳細について、〔事業者提出資料 6-2〕で確認しており、33 ページに移りますが、この事業者回答を受けまして、予測、評価について問題はないとのこと意見をいただいております。

34 ページをご覧ください。7 の廃棄物・残土でございます。

(2) 調査、予測、評価の手法等ですが、予測方法について〔事業者提出資料 7-1〕で

確認をしており、事業者は廃棄物については、「建設系混合廃棄物の原単位調査報告書」をベースに、類似事例も参考に工事計画に基づき推計すること、残土、汚泥については工事計画に基づき推計することとしており、これを受けまして、枠囲みの下ですが、廃棄物の予測にあたっては、本事業と原単位調査報告書ではスケール感が異なることから、過去の大規模建築物案件における事後調査の結果を踏まえ、予測精度の向上に努められたいとのご意見をいただいております。また、その下の〔事業者提出資料 7-2〕により、残土、汚泥の処理方法及びリサイクルの方策について確認しております。事業者はいずれも発生抑制及びリサイクルに努める計画としており、これを受けまして、枠囲みの下ですが、残土及び汚泥の発生量・リサイクル量・処分量とともに、リサイクル・処分の方法の詳細について準備書において示されたいとのご意見をいただいております。また、その下ですが、なお書きにしておりますが、事業計画地周辺では自然由来の汚染の可能性がある地層が存在すると予測されていることから、これに近接する本事業の杭工事が汚染の可能性がある地層に達することに留意されたいとのご意見をいただいております。

続きまして、35 ページをご覧ください。8の地球環境でございます。

(2) 調査、予測、評価の手法ですが、温室効果ガス排出量の予測及び評価の手法について、〔事業者提出資料 8-1〕により確認しており、事業者は発生要因である照明設備、空調設備、換気設備等の稼働について、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量からそれぞれ二酸化炭素の排出量を算出することとしており、また、評価についてはそ

の2つの排出量を比較するとしております。また、排出量の算定に反映できないその他の取組みも考慮するとしております。また、予測対象時期の条件については、入居率100%とし、平常の運用がされている状況を想定しているとの回答がありまして、これらの回答を受けまして、枠囲みの下ですが、予測及び評価の手法について問題はないが、方法書において検討するとしている環境配慮について具体的な取組みを示すとともに、建設工事中の環境保全対策についても準備書に示されたいとのご意見をいただいております。

36 ページをご覧ください。9の気象でございます。

(2) 調査、予測及び評価の手法ですが、方法書では現地調査を実施しないとしていることから、その理由について〔事業者提出資料 9-1〕により確認しており、事業者は風環境については風洞実験により影響を予測することとしており、建設前後の状況のモデルを作成して予測することから、現地調査は実施しないとの回答でしたので、風洞実験に用いる気象データの諸元、モデルの再現範囲について〔事業者提出資料 9-2〕により確認しており、事業者は上空における日最大平均風速の超過頻度のデータについては十分なデータ量が必要であることから、大阪管区気象台の観測結果を用い、モデルの再現範囲については、計画敷地の中心から建築物の高さの約2倍の約半径400メートルの範囲とするとの回答がございました。

さらに、37 ページ、〔事業者提出資料 9-3〕により、大阪管区気象台と此花区役所局の気象データの比較についても事業者を確認しております。

次に、方法書では、予測事項を強風の出現頻度とし、予測対象地域を事業計画地周辺としていることから、具体的な予測範囲及び予測地点について〔事業者提出資料 9-4〕により確認しており、また、38 ページに移りますが、強風の出現頻度に基づく風環境評価基準について〔事業者提出資料 9-5〕で確認しております。これらの事業者回答を受けまして、枠囲みの下ですが、気象に係る予測、評価の手法について問題はないが、ビル風対策として方法書に記載している植栽以外にも、建物の形状や庇等も含め、さらなる低減対策についても検討されたいとのご意見をいただいております。

39 ページをご覧ください。10 の景観でございます。

(2) 調査、予測及び評価の手法ですが、予測方法について〔事業者提出資料 10-1〕により確認し、そこについて問題はないとのご意見をいただいております。現地調査の地点の選定理由について、〔事業者提出資料 10-2〕により確認しており、事業者は、事業計画地近傍の地域として方向別に代表的な 4 地点、近傍以外の地域として視界が開けている地点、展望台等の高所にある地点など、計画建物が視認できる可能性のある地点から方向別に 5 地点、計 9 地点が選定されております。投影はしませんが、各調査地点については、先ほどのこの報告書の案の 16 ページ、もしくは方法書の 63 ページに載っておりますので、併せてご覧いただければと思います。これらの 9 地点の調査地点のうち、韮公園と淀川河川公園については、広い公園であるにもかかわらず、調査地点が公園内の 1 地点に限定していることの原因について〔事業者提出資料 10-3〕で確認しております。

40 ページに移りますが、鞆公園につきましては、周辺建物の位置関係から計画建物の上部が見える可能性がある公園東端の地点が選定されており、また、淀川河川公園につきましては、事業計画地方向が川で視界が開けており、計画建物が視認できると考えられること、この地点以外に計画建物が視認できると考えられる適当な地点はないとの事業者回答がありましたので、これを受けまして、現地調査地点の選定の考え方に概ね問題はないが、鞆公園や淀川河川公園については、両公園において他に適切な調査地点がないか十分確認した上で、現地調査を実施する必要があるとのご指摘をいただいております。

次に、調査時期や時刻について〔事業者提出資料 10-4〕により確認しており、また、夜間等の特別な時間帯における現地調査について、〔事業者提出資料 10-5〕により確認しており、これらの事業者の回答を受けまして、一番下ですが、魅力ある都市景観の形成の観点から夜間景観についても検討を行い、準備書において示されたいとのご意見をいただいております。

41 ページをご覧ください。11 の文化財でございます。

(2) 調査、予測、評価の手法ですが、本事業の計画地周辺は埋蔵文化財包蔵地となっており、本市の環境影響評価技術指針では予測地域は事業計画地に隣接する埋蔵文化財包蔵地を対象としていますが、今回の方法書では埋蔵文化財包蔵地を予測対象としていないことから、〔事業者提出資料 11-1〕で確認し、また、埋蔵文化財に係る予測方法の詳細について、〔事業者提出資料 11-2〕により確認しており、予測方法については、埋蔵文化財に

ついでに調査結果及び保存方法等を踏まえ、本事業の実施が埋蔵文化財に及ぼす影響について予測するとの事業者回答がありまして、これを受けて、枠囲みの下ですが、環境影響評価技術指針において、予測方法は事業計画地周辺の文化財については、振動等の予測結果などから推定することとしているため、調査の結果、必要に応じて事業計画地近傍の埋蔵文化財への影響についても予測、評価されたいとのご意見をいただいています。

以上が、Ⅱの「検討内容」でございます。

42 ページからⅢとしまして、「方法書に対して提出された意見書の概要」でございます。

冒頭でも申し上げましたように、2通の意見書の提出がありまして、意見書の内容を項目ごとに整理しております。全般事項で工事の影響、また、その下が気象影響などについてのご意見がございました。これらの意見に対する事業者の見解につきましては、各委員の皆様には事前にご覧いただいているところですが、これに対する事業者の見解については、今後の環境影響評価準備書でも示されることとなっております。

45 ページまでお進みください。Ⅳとしまして、「指摘事項」でございます。先ほどのⅡの「検討内容」での指摘事項をまとめております。

まず、全般事項としまして、風害、景観については、中之島五丁目地区地区計画において今後明らかになる事業計画地周辺の開発事業の竣工時期を踏まえ、必要に応じて予測、評価に反映すること。大気、騒音、振動については、まとめておりますが、土佐堀川南を東西に走る江戸堀線（なにわ筋以東）の沿道にも住居が存在することから、当該道路沿道における

大気質の予測地点及び騒音・振動の調査・予測地点を適切に選定し、追加すること。景観について、靱公園や淀川河川公園については、両公園において他に適切な調査地点がないか十分確認した上で、現地調査を実施することの3点となっております。

46 ページをご覧ください。「おわりに」でございます。本事業計画地が位置する中之島地区は、堂島川と土佐堀川に挟まれた、水辺の魅力を感じることのできる水都大阪のシンボルアイランドであり、大阪市景観計画や新・大阪市緑の基本計画において重点エリアとなっているなど良好な景観、緑豊かな都市空間の形成等が求められている。本事業においては、環境の保全及び創造に関する取組み、特に中之島地区における関連計画との整合を図り、周辺との調和に十分配慮した事業となるよう要望すると結んでおります。

以上が、検討結果報告書（案）のご説明になります。

どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【貫上会長】** どうもありがとうございました。

これらの内容につきましては、これまで各部会においてご議論いただいたものをまとめた形になりますけれども、何か補足のご説明あるいはご質問等がございましたら、委員の皆様からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【司会】** 貫上会長、すみません。

途中で荒木委員がご出席いただいておりますので、音声の確認だけさせていただいてよろしいでしょうか。

【貫上会長】 はい、分かりました。

【司会】 荒木委員、こちらの声は。

【荒木委員】 はい、聞こえています。

【司会】 それでは、結構です。ありがとうございます。

【貫上会長】 ありがとうございます。

今、荒木先生、検討報告書を取りまとめていただいたものの全体を事務局の三原課長様のほうからご報告いただいた形になっておりますけれども、それについての補足の説明とか、もしご質問等がございましたらお出しただけたらと思います。

いかがでしょうか。

そうしましたら、今ご説明いただいた報告書の案ではございますが、この案をもちまして最終報告書という形で取りまとめてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、これでよいということで皆様からご了解いただきましたので、本報告書（案）をもちまして、（案）を取りまして、大阪市長様宛てに答申することにしたと思います。よろしくお願ひします。

そうしましたら、答申文を読み上げさせていただきます。

令和6年11月29日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市環境影響評価専門委員会 会長 貫上 佳則

(仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書について (答申)

令和6年9月20日付け大環境第e-454号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。

以上でございます。

それでは、これにてこの件については終了ということになりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【司会】 貫上会長、ありがとうございました。

それでは、ここで、環境局長の堀井より一言お礼を申し上げます。

【環境局長】 ありがとうございました。ただいま貫上会長から、「(仮称) 中之島五丁目3番地計画の環境影響評価方法書」についての答申をいただきました。今回、貫上会長をはじめ委員の皆様方には、精力的にご検討並びにご審議を重ねていただきましたことに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本市といたしましては、この答申を基に、事業者に対して環境の保全及び創造の見地から市長意見を述べ、適切な環境影響評価の実施について指導してまいりますとともに、環境保全についての適正な配慮を促していくところでございます。

委員の皆様には、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させ

いただきます。本日はどうもありがとうございました。